

特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）に小規模多機能型居宅介護、 看護小規模多機能型居宅介護、認知症高齢者グループホームを併設する場合について

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）を特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）と併設する場合においても、基本的には通常の（看護）小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症高齢者グループホームにおける募集と同様に公募・審査を行います。通常の募集と異なる点や特に注意いただきたい点は下記のとおりです。

1 （看護）小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症高齢者グループホームの通常募集について

（1）募集要項（建設の手引き）

（看護）小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症高齢者グループホームの通常募集については、以下のページに掲載している「（看護）小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型共同生活介護事業 建設の手引き（令和4年度整備（令和3年度募集）」を参照してください。特定施設と併設する場合も、基本的にはこの手引きに沿った公募・審査を行います。

- ・（看護）小規模多機能

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/st-seibi.html#anker9>

- ・認知症高齢者グループホーム

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/hoken/kaisetsu/gh-seibi.html#8037D>

2 募集日常生活圏域について

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホーム全てのサービスにおいて、「（看護）小規模多機能型居宅介護事業及び認知症対応型共同生活介護事業 建設の手引き（令和4年度整備（令和3年度募集）」に記載の募集圏域と同じ圏域において募集します。

3 通常募集分とは異なる事項及び特に注意が必要な事項について

（1）整備スケジュール

（看護）小規模多機能型居宅介護事業、認知症高齢者グループホームにおける整備スケジュールについては、基本的に特定施設と同じスケジュールとなりますが、以下の部分において一部異なりますのでご注意ください。

- ・ （看護）小規模多機能及び認知症高齢者グループホームの公募の審査では、ヒアリングを実施します。その際は、（看護）小規模多機能及び認知症高齢者グループホームの開設予定者、管理者予定者及び設計担当者の方の出席をお願いします。ヒアリングの日程や詳細については、応募受付後にお知らせします。
- ・ 事業計画の審査においては、地域密着型サービス事業計画審査委員会に諮ります。
- ・ 横浜市における（看護）小規模多機能型居宅介護事業、認知症高齢者グループホームの指定は、偶数月の1日となります。
- ・ 今回の公募における開所の最終期限は、令和5年4月1日です。

(2) 補助金

今回の特定施設と併設する場合の公募については、(看護)小規模多機能型居宅介護事業所、認知症高齢者グループホームの開設に伴う整備費の補助金の申請はできません。開設準備経費の補助金については、申請できる場合もありますので、別途ご相談ください。

(3) 提出書類

(看護)小規模多機能型居宅介護事業、認知症高齢者グループホームを併設する場合においては、特定施設の事業計画書の他に、(看護)小規模多機能型居宅介護事業、認知症高齢者グループホームの事業計画書の提出も必要となります。以下のURLより様式をダウンロードの上提出をお願いします。

提出にあたっては、「事業計画書」エクセルファイル内の「『事業計画書』ファイルの綴り方」を必ず参照してください。【正副各1部】と【抜粋版2部】【抜粋版バラ1部】(計5部)を提出してください。

《事業計画書のダウンロード先》

<https://www.e-shinsei.city.yokohama.lg.jp/yokohama/navi/procInfo.do?govCode=14100&procCode=1002588>

※提出図面についての注意事項

- ・基準条例上の「設備に関する基準」(第87条、115条)、「設備のガイドライン」等を参照した上で作成してください。
- ・居間・食堂の範囲を図面で示してください。
- ・居室(宿泊室)の面積を記入してください。(かっこ書きで有効面積も記入すること)

【書類の提出締切日】

特定施設の公募における締切日に準じます。(令和3年8月31日(火)17時)

小多機・看多機・GH整備に関する問い合わせ先
担当：健康福祉局介護事業指導課(整備担当)
連絡先：045-671-3414(TEL)
kf-kscm@city.yokohama.jp(Mail)